第１１７回東海市長会臨時総会

決　　議

平成２５年１０月２３日

東　海　市　長　会

決議第１号

地方財政の充実強化に関する決議

住民生活に直結した幅広い役割を担う都市自治体は、社会保障関係費の急激な増加、防災・減災事業、地域活性化など喫緊の課題に対応するため、恒常的に厳しい財政状況に直面しており、地方財政の充実強化が急務となっている。

一方、国において地方公務員給与の削減を強要し、地方の固有財源である地方交付税の一方的なカットに及んだことは、地方の財政自主権を侵害すると同時に、地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底容認することはできない。

衆参両院での「地方分権推進決議」から２０年の節目に当たる本年、今一度、地方分権の原点に立ち戻り、地方と対等、協力の関係を基本とし、互いの役割分担を抜本的に見直すとともに、住民に最も身近な都市自治体が、自主的、自律的な行財政運営を行うことのできる、自由度が高く安定した地方財源の増額確保が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に関わる重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

また、市町村同士での格差の是正を目的とした法人住民税の見直しは絶対行わないこと。法人市民税を始めとして、地方の努力が報われるような税制度を堅持すること。

３．社会保障関係費をはじめ年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的な地方税体系を構築すること。

４．平成２６年度税制改正に当たり、地方にとって重要な税財源について、償却資産等に係る固定資産税の安定的確保、車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保及びゴルフ場利用税の現行制度の堅持など、都市財政運営に支障が生じることがないよう、所要の財源を確保すること。

５．恒常的な地方交付税の財源不足に対応して発行している臨時財政対策債の残高、償還額が増大していることから、臨時財政対策債の縮減を図り、国税５税の法定率の引き上げなどにより地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

６．合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村が、円滑な行政運営を図るため、普通交付税の合併算定替の期間延長や行政運営の実態に即した交付税算定を行うこと。

７．地方公務員給与は地方公務員法の規定に基づき地方が自ら決定するものであることを強く認識するとともに、地方交付税を国の政策誘導手段として用いた地方公務員給与の削減要請等は二度と行わないこと。

８．国の平成２５年度の地方公務員給与の削減要請に対し、各都市自治体が地域の実情に即して行った対応を十分尊重し、地方公務員給与を削減しなかったことに起因した、地方交付税の減額算定等は絶対行わないこと。

以上決議する。

平成２５年１０月２３日

東海市長会

決議第２号

巨大地震・津波等の対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大津波の発生により、死者最大３２万３千人、約２２０兆円の経済被害が想定されており、国難ともいえる巨大災害となる。その中でも東海地方は人的・物的被害は言うに及ばず、経済活動においても甚大な被害の発生が危惧されている。

また、近年の気象環境の変化により、巨大台風や猛烈な集中豪雨、竜巻など自然災害の脅威は、かつて経験のないものとなっており、多くの被害が発生している。

国民の生命と財産を守り、我が国の安定と発展のために、国と都市自治体は、早急に公共施設・都市基盤の耐震化や強靭化、既存の法制の改革、住民一人ひとりの防災力の向上など、ハード面・ソフト面における防災・減災の諸施策に取り組み、被害の最小化に努めなければならない。

よって、国におかれては、下記事項について迅速かつ万全の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１．今回の中央防災会議の最終報告を踏まえ、国・地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、巨大地震と津波対策の諸計画を早期に策定するとともに、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」の早期成立を図ること。

２．大規模災害に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国土強靭化に係る基本計画及びその他の諸計画、諸施策を早期に整備すること。

３．都市自治体が取り組む、教育・文化施設、下水道、道路橋梁、河川、港湾、漁港などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅の耐震化促進補助事業や砂防対策等、防災・減災にかかる諸事業に対して、財源措置を拡充・強化するとともに、津波対策としての住宅移転などを促進するため、土地利用の規制緩和など、地域の特性と実情に応じた法令整備や事業促進を図ること。

４．平常時の予防対策から大規模災害発生時の緊急物資支援や広域避難体制など、応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進するために、広域ブロックでの基幹的広域防災拠点を国の責任において早期に整備すること。

５．新たに想定震源域等に含まれた伊勢湾・三河湾における観測機器の新設や既存地震・津波観測網の拡大等、地震・津波の観測体制を充実強化するとともに、自治体が取り組む情報伝達の体制整備事業に財政措置を講ずること。

以上決議する。

平成２５年１０月２３日

東海市長会